

徳島県教育委員会規則第7号

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月15日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会職員服務規則（昭和42年徳島県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「職員の旅費に関する条例施行規則（昭和35年徳島県規則第51号）別記様式による」を「職員の旅費に関する条例（昭和27年徳島県条例第9号）第4条第4項に規定する」に改め、「又は総務事務システム」を削り、同項ただし書中「職員の旅費に関する条例（昭和27年徳島県条例第9号）第4条第5項」を「同条第5項」に改める。

第14条第1項中「とき」を「とき（当該期間に引き続いて新たに休養を要することが明らかとなったときを含む。）」に改め、同条第2項を削る。

様式第8号の4を次のように改める。

様式第8号の4 削除

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 令和8年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に徳島県教育委員会職員服務規則第1条に規定する職員に命ぜられた出張は、改正後の同規則第9条第1項の規定により命ぜられた出張とみなす。